解散公告

当社は、平成二十七年一月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月四日

福岡県春日市大字下白水二〇七番地一

株式会社九州カンツリー倶楽部

代表清算人　小林　信富

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月四日

鹿児島県南九州市知覧町郡一七二二一番地

有限会社六

代表清算人　前野　繁

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十六年十二月十五日高知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月四日

高知県宿毛市桜町二番一号

宿毛市土地開発公社

清算人　安澤　伸一

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年一月三十日宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月四日

宮城県石巻市恵み野四丁目一二番地一

石巻市蛇田中央土地区画整理組合

代表清算人　庄司　健一

解散公告（第二回）

当寺院は、平成二十七年一月九日付をもって解散しましたので、当寺院に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月四日

京都市左京区岡崎東福ノ川町二九番地

明道寺

清算人　上沼　雅龍

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年十二月十二日茨城県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月四日

茨城県稲敷郡河内町源清田一一八三番地

河内町土地開発公社

代表清算人　雜賀　正光

解散公告（第三回）

当社は、平成十二年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月四日

埼玉県川口市坂下町二丁目一五番二五―三〇五号

株式会社エフ・アイ

代表清算人　宮　道彦

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年十二月二十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月四日

東京都台東区蔵前四丁目一八番一号

東京皮革産業厚生年金基金

代表清算人　吉田蒼生雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年十二月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月四日

岐阜県中津川市加子母三五四番地の一の一

農事組合法人北部酪農組合

清算人　今井　広一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年十二月十日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月四日

愛知県知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ二八番地の一

農事組合法人アグリス東栄

清算人　今津　昭

配当公告

静岡県静岡市葵区山崎二丁目二九番七号

破産者　池田貿易株式会社

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十四年(フ)第三九一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五五八、一五一、三五八円

一、配当することのできる金額

金三五、九五七、八二一円

平成二十七年二月四日

静岡県静岡市葵区八千代町二四番地九佐藤園やちよびる二階

破産管財人　弁護士　洞江　秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県陸前高田市気仙町字湊一五番地、最後の住所岩手県陸前高田市高田町字馬場前一四〇番地一　被相続人　亡　伊藤　テツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

岩手県大船渡市盛町字内ノ目四番地一槌屋ビル二階　弁護士法人岩手銀河法律事務所

大船渡事務所

相続財産管理人　弁護士　川見　哲一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県陸前高田市気仙町字湊一五番地、最後の住所岩手県陸前高田市高田町字馬場前一四〇番地一　被相続人　亡　伊藤嘉知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

岩手県大船渡市盛町字内ノ目四番地一槌屋ビル二階　弁護士法人岩手銀河法律事務所

大船渡事務所

相続財産管理人　弁護士　川見　哲一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県陸前高田市気仙町字湊一五番地、最後の住所岩手県陸前高田市高田町字馬場前一四〇番地一　被相続人　亡　伊藤　公雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

岩手県大船渡市盛町字内ノ目四番地一槌屋ビル二階　弁護士法人岩手銀河法律事務所

大船渡事務所

相続財産管理人　弁護士　川見　哲一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県本宮市本宮字九縄二九番地、最後の住所埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目九番二四―一〇七号　被相続人　亡　新城　正英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一二―一

東和ビル四階　埼玉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　明生